

小 牧 市 景 観 計 画

概要版（案）

令和 7 年 月

1. 景観

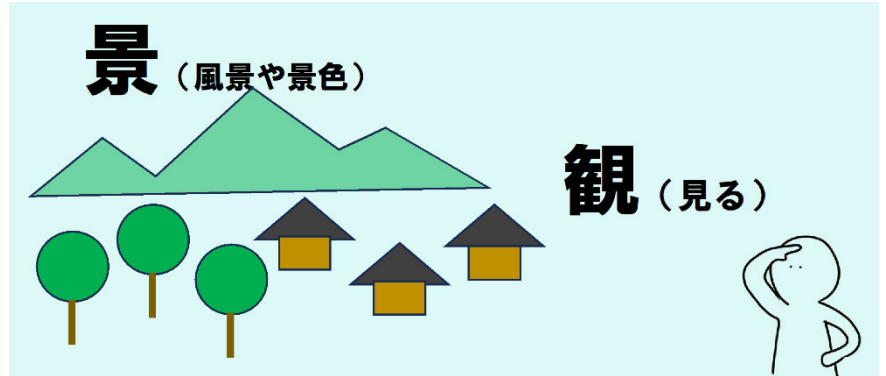
(1) 景観とは

「景観」という言葉は、「景」と「観」の二つの漢字で表現されています。「景」とは、美しい風景や景色を表す漢字であり、「観」とは、見ることを意味しています。つまり、「景観」とは美しい風景や景色を見るという意味を持つ言葉になります。

したがって、景観とは単にものの眺めだけではありません。景観が成立するためには、「人が見る」という行為が必要になります。

つまり、物理的なものの眺め(=景)を人間が見ること(=観)により成立しています。

人が体で感じとる情報の8割は視覚によるものとされていますが、歴史や文化、また、感じ方など景観や風景は五感全てを使って現実には捉えていると考えられます。



本計画において視覚によるところが大きくなるかもしれませんが、五感や感じ方なども配慮した計画としていきます。

(2) 基本理念及び景観形成のテーマ

本市のまちづくりの指針である「小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画」の都市ヴィジョン3は、「魅力・活力創造都市」を目指しており、戦略3として、「住みたい」「働きたい」「訪れたい」魅力あふれる小牧を創造するとしています。その要素の一つを担うのが「景観づくり」です。

景観形成の大きなポイントは、子どもから大人まで好ましい景観として捉えられている小牧山です。この緑と歴史のシンボルである小牧山の景観をはじめとして、市内にある景観を守り育むこと、また、市民、事業者、行政が協働し、このまちに暮らす人々が誇りや愛着が持てるようにすることが大切です。

そこで基本理念を定め、具体的に取り組みやすくするために、テーマを定めることとします。

小牧市都市計画マスタープラン等

市民意識調査

【基本理念】

人と緑と歴史をつなぐ 魅力あふれる小牧の創造

私たちが暮らす小牧市は、市街地には公園や街路樹、住宅の庭木などの緑がつながり、田園地域から東部丘陵地にかけては豊かな緑の景観が眺められます。

特に市街地には、市民の誇りであるシンボルの国史跡小牧山があり、小牧山を眺めることも、小牧山から我がまちを眺めることも可能です。

また、昔の趣はずいぶん減ってしまいましたが、古くからの街道には社寺や道標などから随所にその地域の歴史を偲ぶことができます。

「人と緑と歴史がつながり 魅力があふれ 子どもから大人まで誇りや愛着が持てる 美しいまち」の創造を目指します。

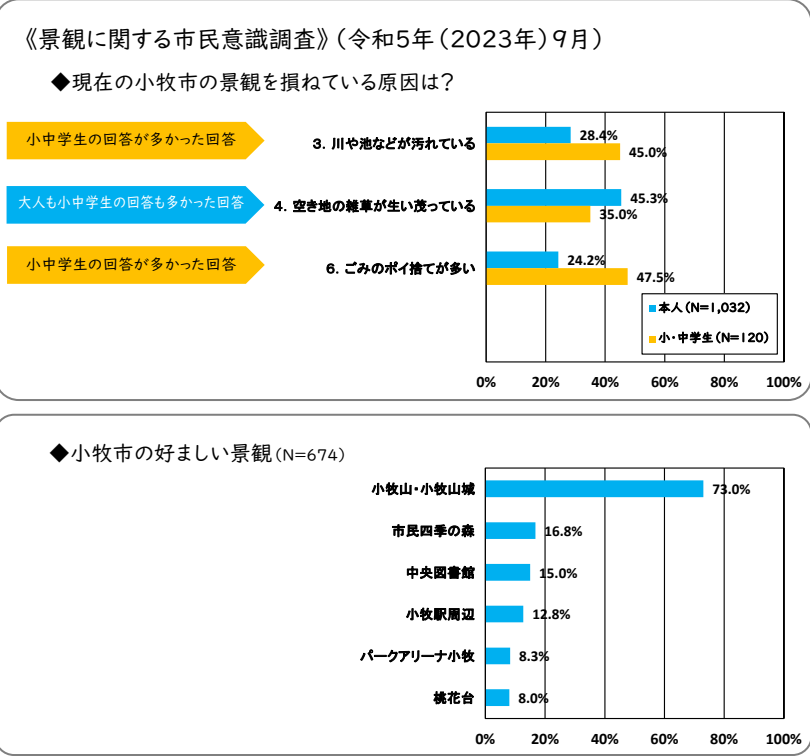
【テーマ】

- 小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、育む
- 緑とやすらぎが感じられる景観を守り、育む
- 地域の特性にあった景観を守り、育む
- 「市民」、「事業者」、「行政」が協働して景観を守り、育む
- 愛着や誇りが持てるように歴史の景観を守り、育む

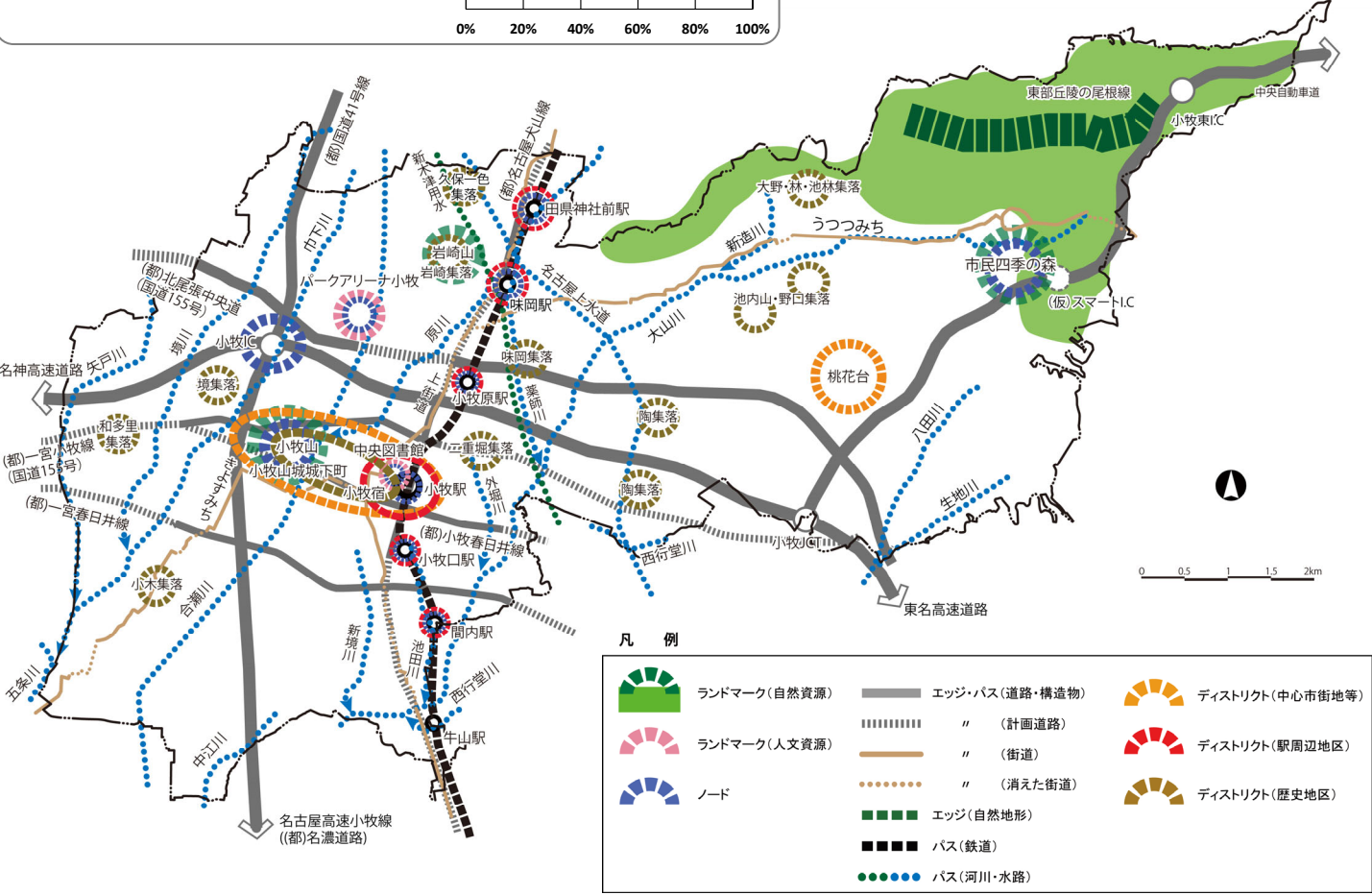
(3) 景観資源

小牧山、東部地域の丘陵地、小牧駅から小牧山にかけての多くの人々が集まる中心市街地エリア、大山川や合瀬川などの河川、その周辺の農地や集落地、縦横に格子状に整備された幹線道路や上街道などの様々な本市の景観資源は、大きく分類すると5つの要素（ランドマーク、ノード、エッジ、パス、ディストリクト）に分類されます。

それらの5つの要素の中でも主要な要素を以下に示します。



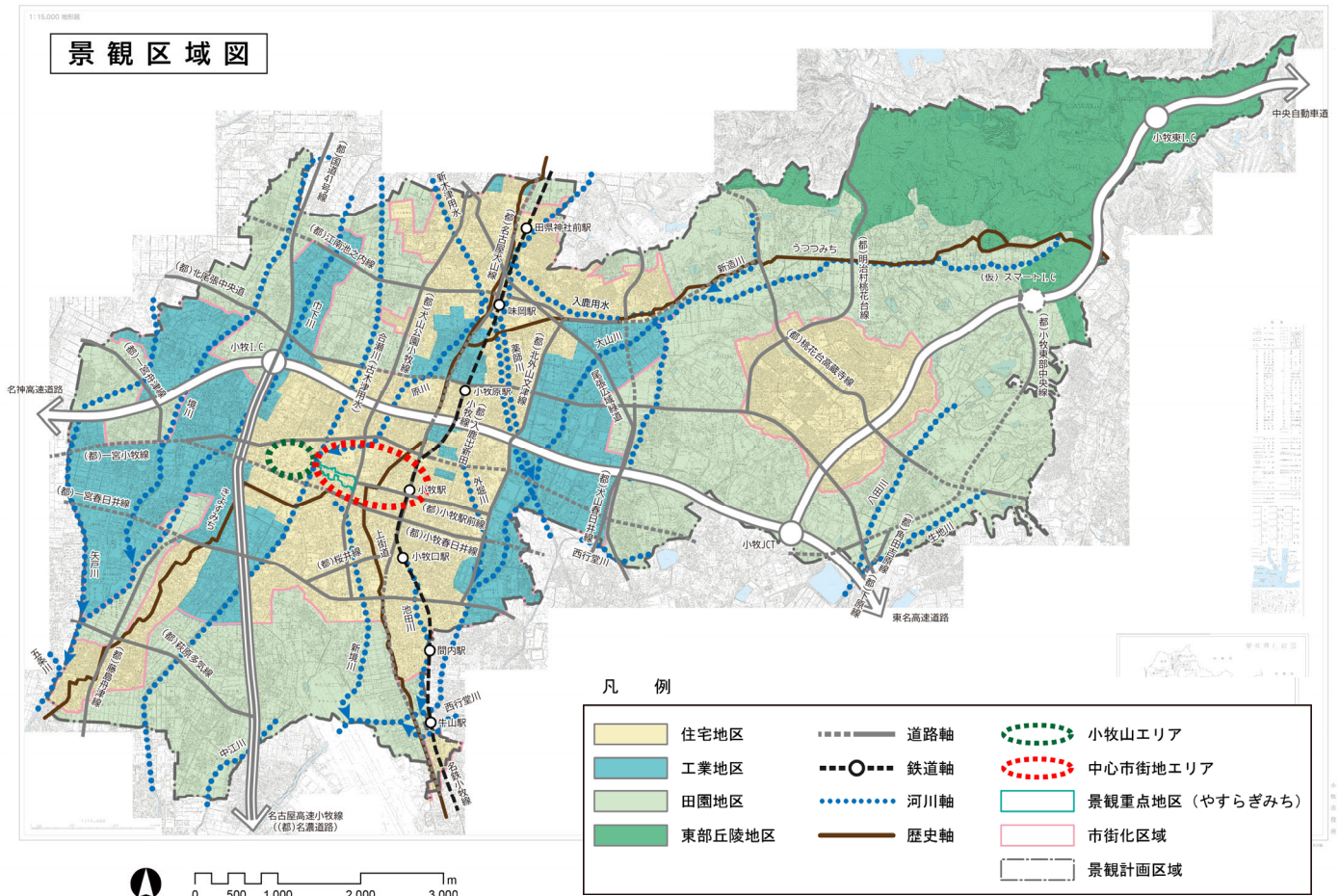
- 象徴点…都市を象徴する景観（ランドマーク）
小牧山、パークアリーナ小牧、市民四季の森、中央図書館 等
- 結節点・集中点…人が集まる場所の景観（ノード）
駅周辺、都市公園、中央図書館 等
- 緑・境界…地域を区分する景観（エッジ）
東部丘陵の尾根線、河川、道路、鉄道 等
- 道・線・軸…人が通る場所の景観（パス）
道路、河川、緑道 等
- 地域…まとまりのある地域ごとの景観（ディストリクト）
中心市街地、桃花台 等



2. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観計画を定める区域

- ・景観計画区域は市の全域とし、4つの地区、4つの軸、2つのエリアに設定しています。



(2) 良好な景観の形成に関する方針

【まとまりのある4地区ごとの景観】

多様な景観を持つ本市を景観特性により『住宅地区』、『工業地区』、『田園地区』、『東部丘陵地区』の4つの地区にゾーニングし、それぞれの景観保全や景観調和に配慮することで、本市の景観の基盤を形成

【骨格や縁取りとしての4つの景観軸】

『道路』、『鉄道』、『河川』、『歴史』それぞれの軸沿いの景観は4つの景観軸として捉え、沿道の良好な景観を形成

【特徴ある景観を有する2つのエリア】

小牧市中心市街地ランドデザインに示された『小牧山』や『中心市街地』の2つのエリアは、特に本市の個性ある地区であり、愛着と誇りを持てるよう、小牧らしい景観を形成

(3) 行為の制限に関する事項

・行為の制限に関して、景観形成基準を4つの地区（住宅地区、工業地区、田園地区、東部丘陵地区）ごとに設定しています。

①地区の景観形成基準

●景観計画区域内行為の景観形成基準(項目)

建 築 物	
配 置	
高 さ	
意匠・形態	建築設備
	屋外階段、ベランダ等
	開口部
	材 料
	色 彩
附属建築物(ゴミ置場、自転車置場、倉庫、設備機械室等)	
外 構	境界部分
	駐車場等
	資材置場、搬入口等
緑 化	
照 明	ライトアップ
	電飾物等
	その他

工 作 物	
外 構	境界部分
	立体駐車場
	各種プラント
	高架道路、高架鉄道
	橋梁、歩道橋
その他の工作部	
材 料	
色 彩	
緑 化	
その他	

開 発 行 為
形 態

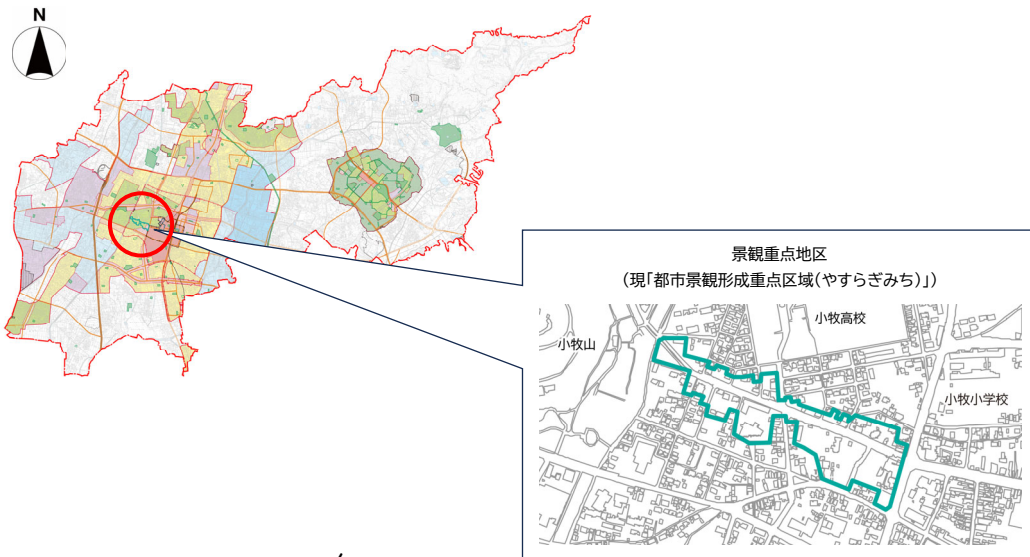
●景観重点地区内行為の景観形成基準 (項目・色彩基準)

項目・色彩基準	
建築物	高さ
	屋根・庇
	外壁
	色彩 マンセル値： R(赤)及びYR(橙)…彩度6以下 Y(黄)…彩度4以下 上記以外…彩度2以下 アクセントカラー：見付面積の20%以内
工作物	玄関周り出入り口
	門・垣・塀
	駐車場
	色彩 マンセル値： R(赤)及びYR(橙)…彩度6以下 Y(黄)…彩度4以下 上記以外…彩度2以下 アクセントカラー：見付面積の20%以内
機械設備の設置	
土地の形質の変更	
木竹の伐採及び植栽	

②届出の対象及び行為の制限

●届出が必要となる行為〈景観計画区域内〉

対象物件	内 容		届出対象外の行為
	景観区域	届出対象行為	
建 築 物	住宅地区 田園地区 東部丘陵地区	高さが15メートルを超える建築物、または、建築面積が1,000平方メートルを超える建築物	工事用の現場事務所、材料置場及びその他これらに類する建築物で仮設のもの
	工業地区	高さが20メートルを超える建築物、または、建築面積が2,000平方メートルを超える建築物	
	景観重点地区	建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な模様替え、または、外壁面の色彩の変更	
工 作 物	住宅地区 田園地区 東部丘陵地区	高さが15メートルを超える工作物（建築物と一体となって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートルを超えるもの）、または、1,000平方メートルを超える敷地に設置される工作物	仮設のもの 地下に設けるもの
	工業地区	高さが20メートルを超える工作物（建築物と一体となって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が20メートルを超えるもの）、または、2,000平方メートルを超える敷地に設置される工作物	
	景観重点地区	工作物の新設、増設、改造、移設、除却、大規模な模様替え、または、外観の色彩の変更	
開発行為	住宅地区 田園地区 東部丘陵地区 工業地区	面積が3,000平方メートル以上	－
	景観重点地区	土地の形質の変更	
その他	景観重点地区	機械設備の設置 木竹の伐採及び植栽	－



(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を設定します。

●景観重要建造物の指定の方針

建築年代は比較的新しくても、地域の景観上のシンボルとなる建造物や地域の良い景観形成の模範となる建造物、また、市民に親しまれ、愛されている建造物なども指定の対象とします。

景観重要建造物の指定基準

- ①歴史的景観に寄与しているもの 【イメージ写真】
- ②地域の伝統的建築様式など、造形の規範となっているもの
- ③地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの



岸田家住宅



小松寺本堂

●景観重要樹木の指定の方針

学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が特徴的で地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木は指定の対象とします。

景観重要樹木の指定基準

- ①樹木自体や、それが存在する場所の歴史的価値や文化的価値が高いもの 【イメージ写真】
- ②樹高が高い、または樹形が特徴的で、地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの



大草のマメナシ自生地



小牧小学校校庭のクロマツ

(5) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- ・屋外広告物に関する景観形成方針として、本市独自の屋外広告物条例の制定について推進します。
- ・特に景観重点地区（やすらぎみち）については、重点地区独自のルール等検討し、屋外広告物の景観形成基準を設定しています。

(6) 景観重要公共施設の整備に関する事項

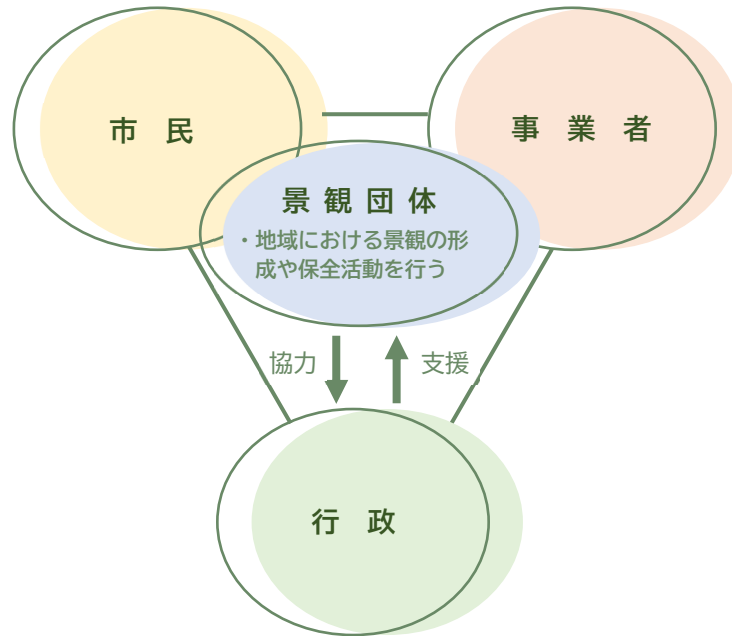
- ・景観重要公共施設の指定方針については、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を管理者と協議し、定めていくものとします。

景観重要公共施設の指定基準

- ①その公共施設自体が小牧市の重要な景観であるもの
- ②景観重要建造物、景観重要樹木等の優れた景観資源に近接し、それらと一体的に整備、改修を行うことで、優れた景観の形成が期待できるもの
- ③小牧山を眺望する視点場など、優れた眺望景観を得られる場所
- ④地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

3. 計画の推進

・良好な景観を形成していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、お互いに協力しながら景観まちづくりを進めていくことが重要です。



取組(案)

【身近な景観を**知り**、**考える**取組】

- ・景観まちづくりシンポジウム、景観講座
- ・景観資源マップづくり(出前講座)
- ・写真・絵画コンテスト「小牧景観百選」
- ・デジタルアーカイブ
- ・景観まちづくりの情報発信
- ・景観に関する表彰制度

【身近な景観を**創り**、**育む**取組】

- ・美化・清掃活動の推進
- ・緑豊かな景観づくり
- ・遊休農地の活用
- ・中心市街地活性化による新たな景観創出

【身近な景観を**守り**、**継承する**取組】

- ・景観団体の認定
- ・史跡や文化財の保存・活用
- ・太陽光発電施設の設置に関する規制・景観ガイドライン
- ・空き地・空き家対策
- ・違反簡易広告物除却活動事業
- ・屋外広告物条例の制定
- ・地区計画等の法令制度の活用
- ・他計画・関連部局との連携及び整合

発 行 日 令和 7 年 月
問い合わせ先 小牧市 都市政策部 都市計画課
〒485-8650 愛知県 小牧市 堀の内三丁目1番地
TEL 0568-76-1155(直通) FAX 0568-71-1481
E-mail toshi@city.komaki.lg.jp